第三十一条第一項中「が法人であるときは、その」を「（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）の」に改め、「その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を」を削り、「が有する会社（以下この条において「子会社」という。）」を「の子会社」に、「親法人（同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）」を「会社」に、「当該親法人」を「当該会社」に改め、「であつて」の下に「、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして」を加え、「以下「」を「次項及び第百六十九条第二号において「」に改め、同条第二項中「（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項後段を削り、同条第四項中「前項後段」を「前項」に改め、「（同項後段の規定により当該電気通信事業者の子会社とみなされた会社を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項、第三項及び前項に規定する「子会社」とは、法人がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この項において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

第八十七条第一項第三号イ中「親法人」の下に「（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）」を加える。

第百四条第五項の表第八十七条第一項第三号イの項中

親法人	外国にあるもの

を

親法人（外国における親法人（いう。）	外国における親法人（いう。）に相当するもの

に改める。

第百六十九条第四号中「第五項若しくは第七項」を「第六項若しくは第八項」に改める。

第百八十八条第六号中「第三十一条第七項」を「第三十一条第八項」に改める。

第二条　電気通信事業法の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第百十八条第四号において同じ。）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

第十条第一項に次の一号を加える。

五　その他総務省令で定める事項

第十二条第一項第一号中「法律又は」を「法律、」に改め、「電波法」の下に「又はこれらに相当する外国の法令」を、「の刑」の下に「（これに相当する外国の法令による刑を含む。）」を加え、同項第二号中「経過しない者」の下に「又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第五十条の三第二号において同じ。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

前条第一項	各号	
	五　その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者	各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）
		五　その電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと認められる者
		六　その電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、第三十一条第六項に規定する体制の整備を含む。）が行われていないと認められる者
		七　その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者

第十二条の二第二項の表前条第一項の項を次のように改める。

第十三条第一項中「第十条第一項第二号又は第三号」を「第十条第一項第三号又は第四号」に改め、同条第三項中「を除く」を「にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る」に改め、同条第四項中「の事項」を「、第二号若しくは第五号の事項」に改める。

第十四条第一項第三号中「又は第三号」を「から第四号まで（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれか」に改める。

第十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

第十六条第一項に次の一号を加える。

五　その他総務省令で定める事項

第十六条第二項中「の事項」を「、第二号又は第五号の事項」に改め、同条第三項中「同項第二号又は第三号」を「同項第三号又は第四号」に改め、同条第四項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に、「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

第十七条第一項ただし書中「第三号」を「第四号」に改める。

第十八条第二項中「破産管財人」の下に「又は外国の法令上これらに相当する者」を加える。

第二十七条の三第二項第一号中「及び第七十三条の四」を「、第七十三条の四及び第百六十七条の二」に改める。

第四十一条第一項中「電気通信設備（」の下に「第三項に規定する電気通信設備、」を加え、「もの及び」を「電気通信設備及び」に、「ものを」を「電気通信設備を」に改め、同条第二項中「前項」の下に「及び次項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第五項中「、第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第百八条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。